

【 社会福祉法人 蓮華園 行動計画 】

職員全体が公私ともに充実できるように3日以上連休取得に取り組み、また、出産等が退職につながることなく、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日 までの3年間

2. 当法人の課題

① 年次有給休暇の取得は（年間10日以上ある者については）年間5日以上はとれているもの、3日以上連休については、一部の職員しか取得できていない。

② 出産・育児を理由に有望な人材が退職してしまうケースがある。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

有給休暇のみもしくは休日と組み合わせて3日以上連休を100%の職員が必ず年に1回以上はとることができるよう環境整備を行う。

令和3年4月～令和3年6月

前年度の年次有給休暇のみもしくは休日と組み合わせて3日以上連休の取得状況を確認する。

令和3年7月～令和3年9月

3日以上連休を取得していない職員のその原因を調査し確認する。

令和3年10月～令和4年3月

全職員に3日以上連休の取得を推進していることを周知する。
毎月取得に向けた声掛けと計画的年休の付与を実施するとともに取得可能な勤務シフトの組み立てを行う。

令和4年4月～令和6年3月

毎年度の3日以上連休の取得状況を確認し、定期的な声掛けおよび周知を継続し、全職員が取得している状況を確認なものとしていく。
令和4年度実績50%以上、令和5年度実績100%達成を目指す。

目標 2

継続就業に向け、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、育児休業後の職場への復帰を促進し、勤続年数1%アップを目指す。
母性健康管理のパンフレットについても、配布するだけでなく口頭説明を行い周知徹底し、継続就業機会の確保に努める。

令和3年4月～令和3年6月

個人の問題としてではなく、事業所全体のこととして子育てに取り組むことを全職員へ周知する。

令和3年7月～令和3年9月

法に基づく諸制度について調べ把握する。

令和3年10月～令和4年3月

制度に関する資料やパンフレット等を配布し説明を行う。

令和4年4月～令和6年3月

全職員へ周知がなされるよう、繰り返し情報提供を行う。
産休等の申請者には個別に再度情報提供を行う。